

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ) R6.12月

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りをされていない農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から外れます。

※災害復旧や基盤整備事業などの関係で、水稻の作付が困難な場合は除外されません。
※一度交付対象水田から外れると、原則交付対象水田に戻りません。

例	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
○番地○	野菜	野菜	野菜	野菜	野菜	交付対象水田から除外		
R4～R8の5年間に水張が無いためR9から交付対象外								
△番地△	野菜	水稻	保全	保全	野菜	野菜	保全	交付対象水田から除外
R6～R10の5年間に水張が無いためR11から交付対象外								
□番地□	水稻	野菜	野菜	野菜	野菜	水稻	野菜	野菜
R14まで交付対象水田として継続								

○5年に一度の水張りとは？

5年に一度の水張りは、水稻の作付が基本となります。

営農計画書（確認野帳）で水稻作付として提出した農地は、翌年度から起算して5年間は交付対象として継続されます。（飼料用米・米粉用米もOK）
※特に手続き等は不要です。

原則は水稻作付によりますが、以下の要件をすべて満たす場合は、水張りを行ったとみなします。

- ・ 1か月以上の期間、水稻作付と同程度の湛水管理を行うこと。
- ・ 連作障害による収量低下が発生していないこと。

詳しくは裏面をご覧ください。

○水稲作付によらない、1か月以上の湛水管理を行う場合

- ・水張り年度の翌年度から起算して5年間は交付対象水田となります。
- ・その後も交付金を受け取るためには、5年に1度の水張りが必要です。

以下の書類の提出・保管が必要です。（各様式は市ホームページで公開しています。）

開始前

「湛水管理実施届出書（様式1）」の提出

…水張り実施1週間前までに提出してください。

水張り 実施

- ・開始日（入水時）の写真を撮影（水張り後に撮影！！）
…日付、地番を記載した紙などが写りこむように撮影
- ・1か月以上の水張りの継続
※水稲同様の水張りを行ってください。
※ほ場全体で水張りしてください。（ほ場一部の水張りは認められません）
※降雨など、天水による水張りは不可。
- ・終了時の写真を撮影（水を抜く前に撮影！！）
…日付、地番を記載した紙などが写りこむように撮影

水張り期間中、市職員による現地確認を行う場合があります。

終了後

「湛水管理実施報告書（様式2）」の提出

…水張り実施後、速やかに提出してください。
報告書には水張り開始時と終了時の写真を添付。

令和8 年度まで

「連作障害確認表（様式3）」の記録・保管

…当該農地の連作障害の発生状況を記録しておいて下さい。
令和9年度以降、毎年7月1日までに提出が必要となる見込みです。

転作作物が定着している場合は、水田の畑地化もご検討下さい。

一定の要件のもと、畑地化支援が受けられます。（地目の変更を求めるものではない）

（要件）

- ・取組の前年度に水稲または交付対象作物が作付けされている。
- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象農地である。
- ・水田機能が喪失されていない。（畦畔が除去されている、用排水機能が無いなどは×）
- ・概ね団地化された畑地が形成される。
- ・取組開始から5年間継続して高収益作物、畑作物が作付・販売される。

など。

畑地化促進事業に関する要望調査は12月末～1月中旬ごろ実施予定です。